

新エネ第 1016 号
平成29年12月25日

玄海原発フルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

代表 石丸 初美 様

フルサーマルと佐賀県の100年を考える会

共同世話人 野中 宏樹 様

玄海原発反対からつ事務所

代表 北川 浩一 様

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県知事への要請・質問書等に対する回答について

2017年11月9日に提出された要請・質問書等について、別紙のとおり回答します。

2017年11月9日付け要請・質問への回答

(要請書本文要旨)

原発の問題はエネルギーと経済の前に命の問題です。山口知事の再稼働同意はあまりにも無責任と言わざるを得ません。玄海3・4号機の再稼働同意の撤回を求めます。

(面会時関連質問)

「命のことを「やむを得ず」と済まされるのか?という回答を一番の回答にしてください。」(玄海原発フルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 石丸代表)

(答)

- 県民の安全を守ることが、佐賀県知事である私に課された使命だと考えています。
- このため、原子力発電に関する本県の考え方の基本として、県民の安全が何よりも大切であることだと考え、取り組んできたところです。
- 私の考えは、本年4月24日の記者会見で申し上げたところですが、県民説明会や「玄海原子力発電所の再稼働に関する広く意見を聞く委員会」、GM21ミーティングなどの広く意見を聞くプロセスでいただいた様々な意見、国及び事業者から示された方針や姿勢、そして県民の代表である県議会の決議などを総合的に勘案し、「今回の再稼働については、原子力発電に頼らない社会を目指すという強い思いを持ちつつ現状においてはやむを得ない」との判断をしたところです。
- 私も、原子力発電に頼らない、再生可能エネルギーを中心とした社会を実現できれば、これほど素晴らしいことはないと思っています。佐賀県は、海洋エネルギーやバイオマスをはじめ、再生可能エネルギーの導入促進に向けて、全力で取り組んでいるところであり、今後も、私が先頭に立ってこの取組をさらに加速させていきたいと考えています。
- しかしながら、再生可能エネルギーはその安定供給に課題があり、エネルギー自給の観点で考えると、現時点においては、一定程度、原子力発電に頼らざるを得ない状況と考えています。
- 1号機には廃炉の決定がなされたところですが、さらに再生可能エネルギーへのシフトが進んでいったとしても、原子炉の運転が止まり、廃止措置が全て終了するまで何十年もの長きにわたり、我々は否応なくこの玄海原子力発電所とともに日々の生活を続けていかなくてはなりません。
- もし仮に今、新たに原子力発電所をつくるという判断を求められたとしても、私は決して同意するつもりはありません。しかし、私が愛する佐賀県には、現に玄海

原子力発電所が存在しています。

- 来たるべき再生可能エネルギーが主役となる時代を迎えるまでの間、原子力発電所を安全に維持・管理するための技術や知見をどのように継承していくのか、そうしたことにも思いを巡らせながら、様々な観点から総合的に考え、悩みぬいた末、今回の結論に達しました。
- このような私の考えは、熟慮に熟慮を重ねたものであり、現時点でも同様に考えています。

(1) - 1 私たちは放射能による被ばくをしたくありません。

私達の「“被ばくを前提とした避難計画”ということを認めるのですか」という質問に対して、知事は2016年2月2日付の回答で「被ばくを前提とするかしないか、ではなく、住民への放射線の影響を最小限に抑えるための考え方、とされています」と述べました。唐津市長も2017年11月1日付回答で「『被ばくしない』という考え方をとっておりません」と述べました。知事も市長も県民への被ばくを容認しています。

なぜ九州電力という一企業の起こす事故のために、私たちは被ばくしなければならないのでしょうか。私たちは納得していません。納得できる回答をください。

(答)

- 原子力災害対策を考える上では、厳しい安全対策が講じられてもなお予期されない事態によって重大事故に至ることを意図的に仮定して、様々な事態に対処する計画を定めておく必要があります。
- そのため、県の地域防災計画のほか、関係市町や医療機関、福祉施設の避難計画など、原子力災害対応の基本となる計画を策定しているところです。
- これらの計画は、福島における原子力災害の教訓や国際原子力機関の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた国の原子力災害対策指針を踏まえたものとなっています。
- こうしたことから、以前の回答で「被ばくを前提とするかしないか、ではなく、住民への放射線の影響を最小限に抑えるための考え方、とされています。」と回答させていただいたところです。

(1) - 2 避難訓練の課題

9月3・4日に行われた原子力防災・避難訓練について、どのような問題が課題として浮かびあがりましたか。また、その改善策を具体的に県民に明らかにし、再稼働前に対策を講じること。

(答)

- 玄海原子力発電所が稼働している、稼働していないに関わらず、現状においても使用済燃料が存在しており、避難の問題は極めて重要と考えています。
- 今年度の原子力防災訓練では、訓練参加機関などから、
 - ・ 離島における訓練内容の更なる充実が必要
 - ・ 住民避難のバスに同乗する市町職員の報告事項に関するチェックリスト等があつた方がよい
 - ・ 避難訓練等への住民参加の拡大が必要などの気づきや課題が寄せられたところです。
- また、今回は国と合同で訓練を実施したところであり、国においても、今年度末を目途に外部の専門家等による評価や教訓事項の取りまとめが行われることになっています。
- これらの訓練成果については、次回訓練の改善等に反映させるとともに、今後も考えられる様々な事態を想定し、具体的な対策を考え、それに対応する訓練を行うことにより課題を洗い出し、より実効性のある避難計画となるよう、不断の改善に努めてまいります。

(1) - 3 安定ヨウ素剤の事前配布

安定ヨウ素剤について、高齢者、障がい者などの希望者に限定せず、離島をはじめ30キロ圏の全県民へただちに事前配布すること。

(答)

- 安定ヨウ素剤の配布、服用については、国の原子力災害対策指針等に沿った上で県民の安全に配慮していくことが重要だと考えています。
- 国の原子力災害対策指針では、5kmから30km圏内については、全面緊急事態に至った場合でも、直ちに避難するのではなく、まず屋内退避を実施し、その後、原子力施設の状況や空間放射線量率などに応じ、避難などの防護措置を講ずることとされており、また、同圏内の安定ヨウ素剤については、市町の庁舎や学校などに備蓄し、服用が必要なときに緊急配布を行うこととされています。
- なお、UPZの住民のうち、指針等において想定されている高齢者や要支援者など緊急時に受け取りが困難と考えられる住民に対する事前配布については、1月から実施していきます。

(1) - 4 原子力災害対策検討委員会（仮）の設置

避難計画の策定には当事者の声を反映させる必要があります。原子力災害対策検討委員会（仮）を恒常に設置して、医師・看護師、高齢者、障がい者福祉施設職員、保育園・幼稚園・学校の教職員、消防団、第一次産業に携わる人たちや一般の住民の中から幅広く委員を募り、実際的な議論を行い、実効性のある原子力防災・避難計画を策定すること。

（答）

- 原子力災害時の避難計画については、国の防災基本計画や原子力災害対策指針を踏まえ、玄海原子力発電所の半径概ね30km（P A Z及びU P Z）に所在する玄海町、唐津市及び伊万里市が策定することとしており、それぞれの市町で計画が策定されているところです。
- また、P A Z及びU P Zに所在する医療機関や社会福祉施設、学校等においても、それぞれの施設の避難計画を策定いただいている。
- 県が策定している県地域防災計画（原子力災害対策編）は、佐賀県防災会議において、県医師会、県看護協会、県社会福祉士会、県介護福祉士会、県老人福祉施設協議会、県身体障害児者施設協議会、県知的障害者福祉協会、県保育会、県私立幼稚園・認定こども園連合会など、様々な方からの御意見をいただきながら作成しているところであり、今後も、いろいろな方々から随時御意見をいただき、原子力災害対策の改善につなげていきたいと考えています。

(1) - 5 専門家委員会の恒常的な設置

原発の安全性、避難計画、住民の健康影響などについて、原子力工学、地震・火山、医学、放射線、環境、災害情報、倫理、経済等、幅広い分野から、原子力に慎重な立場の方を含めた専門家を構成メンバーとする専門委員会を恒常的に設置すること。

(答)

【原発の安全性に関する専門委員会】

- 原子力発電所の安全性については、「玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聞く委員会 原子力安全専門部会」を設置し、玄海原子力発電所3、4号機の再稼働の判断に際して助言をいただいたところです。
- これからも、玄海原子力発電所を取り巻く様々な過程において、再稼働以外の案件も出てくることが予想されるため、この原子力安全専門部会を閉じることはしません。

【避難計画に関する専門委員会】

- 避難計画を客観的に見てもらうことは大切と考えており、昨年度の原子力防災訓練から専門的知見を有する外部評価員による評価を取り入れ、避難計画の改善に努めているところです。
- また、再稼働に関して様々な意見を聞く過程において、避難計画の専門家にもお話を伺ったところであります、今後も、専門家の意見を聞くということについては、随時実施していきたいと考えています。
- 現状においては、委員会という形ではなく、このような形で専門家を含め、いろいろな方々から随時御意見をいただき、避難計画の検証や改善につなげていきたいと考えています。

【住民の健康影響に関する専門委員会】

- 県においては、人口動態調査により死亡原因などに関する市町別の実態を把握するとともに、佐賀県地域がん登録事業により各種がんの罹患状況等を収集しています。
- したがって、仮に、何らか健康への影響があれば、これらの情報を合わせることによって把握する体制は整っていると認識しています。
- また、県においては、玄海原子力発電所からの放射性物質の放出等に伴う周辺環境への影響調査を行っていますが、現在までに、玄海原子力発電所に起因すると考えられる放射線及び放射能の異常は認められていません。
- これらのことから、現時点では、原子力発電所の住民への健康影響について、専門委員会を設置することは考えていません。
- 健康への影響の分析に必要な情報については、引き続き収集していきます。

(2) 原発に関する県民の声を無視しないで、誠意ある対応をしてください

原発の問題は住民一人ひとりの命と健康と人権の問題です。だから私達は声をあげてきました。しかし、これまでの知事の対応は、質問への回答が4か月もかかったり、要請書を受け取るだけで話し合いに応じなかったりでした。誠意ある対応を求めます。

1. 市民からの要請や質問等に対して、すみやかに回答してください。
2. 文書回答だけでなく、直接の面談を求めます。

(答)

- 原子力発電所の再稼働については、県民の間にも様々な意見があることから、できるだけ多くの方々から、広く県民の意見をお聴きしたいと考えてきました
- このため、知事就任以来、様々な市民団体の方々とも面会するなど御意見をいただいてきました。
- 県政運営に当たっては、広く県民の意見をお聴きしながら進めたいという考えに変わりはなく、今後、原子力発電と向かい合っていく中で、市民団体から面会要請があった場合には、今後とも状況に応じて、個別・具体的に対応していくと考えています。
- また、今後とも、提出された質問書等に対しては、誠実に対応していきたいと考えています。

<面会時口頭質問>

- （万一、事故があった場合に）県として、放射線を浴びた場合の医療施策、（補償請求に必要な）被ばく者の放射線測定等の手立てはどうなっているか。

（玄海原発反対からつ事務所 北川代表）

（答）

【医療施策について】

- 佐賀県では、原子力災害に備えた被ばく医療体制を整備しています。具体的には、唐津赤十字病院と佐賀県医療センター好生館を原子力災害拠点病院として指定しており、高度被ばく医療支援センター・原子力災害医療総合支援センターである長崎大学や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（放射線医学総合研究所）と連携し対応していきます。

【被ばく者の放射線測定等について】

- 個人の被ばく線量の把握については、原子力災害時には、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（放射線医学総合研究所）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の支援を受け、ホールボディカウンターや甲状腺モニターなどを用いた内部被ばく線量の把握を行うとともに、事故直後からの行動調査の実施による外部被ばく線量の把握を行い、健康調査・健康相談を実施します。

<面会時口頭質問>

九州電力は、再稼働の説明会において、4.5 テラベクレルの放射性物質が環境に排出されると説明した。その際私は、どのような命への影響が及ぶのかについて質問したが、回答はなされなかった。

この4.5 テラベクレルをどう考えるのか。4.5 テラベクレルだったら大丈夫だという根拠を教えて欲しい。

(プルサーマルと佐賀県の100年を考える会 野中共同世話人)

(答)

- 質問内容につきましては、本年3月に開催した鳥栖市での県民説明会で同趣旨の質問があり、説明会後に以下のとおり国（原子力規制庁）から回答されています。

「福島第一原発の事故により環境に放出された放射性物質によって、長期にわたり周辺住民の避難を必要とする区域が生じました。この教訓を踏まえ、新規制基準においては、環境への影響をできるだけ小さくとどめる観点から、福島第一原発事故によるセシウム137の放出量の100分の1以下である、100テラベクレルを下回ることを確認することにしました。

福島第一原子力発電所の事故に対する周辺住民の健康影響については、国連科学委員会（UNSCEAR）及び国際原子力機関（IAEA）の報告書において評価がなされており、福島県民健康管理調査の結果等のデータから、公衆や作業員の健康リスクに関して被ばく線量が有意に低いこと等により、放射線被ばくによる確定的影響は認められず、将来的な放射線による健康影響の有意な発生率増加は予想されないとしています。

また、原子力規制委員会においても、セシウム137が100テラベクレル放出された際の放射線防護措置の効果等に関する試算を実施しており、原子力災害対策指針に基づく、避難や屋内退避等により、放射線被ばく線量について相当程度低くなるとしています。

以上により、新規制基準への適合が確認された原子力発電所については、周辺住民の健康影響が生じる可能性は極めて低いものと考えられます。」